

令和 2 年度
第 2 回東京都生活衛生審議会
会議録

令和 3 年度 2 月 1 5 日
東京都福祉保健局

(午前 10時02分 開会)

○木村環境衛生課長 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから、令和2年度東京都生活衛生審議会第2回を開会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課長の木村と申します。議事に入りますまで、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日の会議も、前回に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてWEB会議システムを活用した開催形式となっております。前回、声が聞こえにくい部分があったとのご意見をいただいております、改善するように調整をいたしましたが、ウェブ関係の機器の不具合等により、映像が見えない、音声聞こえない等ございましたら、チャットでその都度、事務局にお知らせください。不行き届きの部分がまだあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場にお集まりの皆様方におかれましては、発言中を含め会議中は常時マスクの着用をお願いいたします。

では、まず定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、委員の過半数の出席で成立することになっております。

本審議会の委員は13名でございますが、12名の出席でございますので会議が成立していることをご報告させていただきます。本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは、学識経験者委員の柳委員1名でございます。

なお、当審議会は附属機関等設置運営要綱第6の規定に基づきまして議事録を含め原則として公開するものとされておりますので、併せてご了承願いたいと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送等で送付させていただいております。お手元にご準備いただいておりますでしょうか。

配付資料は、資料1から4、資料5-1、5-2、資料6、そして参考資料でございます。WEB参加の皆様方には、本日メールでも送付させていただいておりますので、不足がある場合は、お手数ですがメールの添付資料をご確認いただきたいと思います。また、会場内の委員の皆様におかれましては、過不足がありましたら挙手をお願いしたいと思います。事務局員がお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

それでは、大澤会長、どうぞよろしく願いいたします。

○大澤会長 はい、承知しました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

前回の審議会では知事から二つの諮問をいただきました。事業者、消費者代表、学識経験者の皆様から様々な角度からご意見をいただき、当審議会としての方向性を確認さ

せていただいたと思います。答申案の作成につきましては会長に一任していただいておりますので、本日は答申案につきまして審議した後、答申をまとめたいと存じます。

でははじめに、事務局から関係資料の説明をお願いします。

○木村環境衛生課長 それでは、私、木村からご説明させていただきます。

資料説明に入ります前に、先ほど大澤会長から話もございましたとおり、本答申案は委員の皆様の実質的かつ建設的なご討議を経て取りまとめられたものでございます。大澤会長をはじめ委員の皆様に対しまして、この場をおかりして改めて御礼申し上げます。取りまとめていただいた大澤会長に代わりまして、事務局の私のほうから答申案を説明することについて皆様のご理解をいただければと存じます。

では、資料4から資料6まで一括して説明させていただきます。

資料4をご覧ください。答申書の案の鑑となっております。具体的な内容は、別紙、そして資料5-1、5-2、資料6に記載してございます。

それでは、まず資料5-1をご覧ください。5-1、5-2を併せて説明いたします。答申事項1、浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準についてでございます。

背景につきましては諮問に至った背景と同じ内容ですので、前回と同様となりますので省略させていただきたいと思います。

続きまして、2番目の浴場業及び旅館業の構造設備及び衛生措置の基準のあり方についてでございます。

前回の審議会では構造設備及び衛生措置の基準の見直しの方向性についてを了承していただいております。そのため、あり方については別紙のとおり見直すべきであるという文言とさせていただきます。

それでは、資料5-2をご覧ください。構造設備及び衛生措置の基準のあり方について記載したものでございます。

まず、気泡発生装置等についてでございますが、衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、レジオネラ症対策の観点から、構造設備基準として、点検、清掃、排水について規定を設けるべきであるという記載としております。

続きまして、調節槽でございます。こちらは公衆浴場のみとなっております。こちらは、衛生措置の基準として、定期的な点検、清掃、消毒を実施し、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設けるべきであるとしております。

続きまして、貯湯槽でございます。こちらは、レジオネラ症対策の観点から、全ての温水を貯留する槽に対象を拡大するべきである、また、衛生措置の基準として、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設けるべきであるといったものでございます。

最後に、浴槽水の消毒でございます。こちらは、衛生措置の基準として、モノクロラミン消毒の濃度を明確に規定すべきであるという記載としております。

続きまして、資料5-1にお戻りください。規定にあたっての留意事項でございます。

こちらにつきましては、新たに規定する気泡発生装置等の構造設備基準については、既存施設に対して配慮してほしいというご意見がございました。このため、留意事項といたしましてご意見を反映いたしました。留意事項といたしましては、気泡発生装置等について新たな構造設備基準に適合させるためには、工事を伴うため、新規許可施設申請や大規模修繕等の際に適用させるなど、既存施設への配慮が必要であるという文言とさせていただきます。

諮問事項1については以上でございます。

続きまして、資料6をご覧ください。答申事項2、浴場業における男女の混浴制限年齢についてでございます。

まず、1の背景につきましては、諮問に至った背景であり前回と同様となりますので、省略させていただきたいと思えます。

続きまして、混浴制限年齢のあり方についてでございます。

前回の審議会では、男女の混浴制限年齢の引下げの方向性については了承していただいております。都の諮問の混浴制限年齢のあり方においては、今般の子供の身体的・精神的な発育状況等の変化や入浴者の意識等を踏まえ衛生等管理要領が改正されたことから、条例の混浴制限年齢を見直すとしておりました。今回、衛生管理要領の改正の根拠となった参考資料として厚生労働科学研究の資料を配付させていただいております。この調査研究は、実際の規定状況や成人・子供への混浴に関する意識など、調査研究を多角的に行ったものでございます。この調査研究の成果は、今回、7歳以上に引下げるといふあり方を示すにあたり重要な考え方であるため、その結論部分を引用し改正趣旨を明確にさせていただきました。

それでは、混浴制限年齢のあり方についてでございますが、読ませていただきます。

国は、混浴制限年齢を引下げること、「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした厚生労働科学研究の結果を受け、衛生等管理要領の改正を行った。東京都は、衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例の男女の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引下げるべきである。

一方、年齢の引下げにより混浴することができなくなる子供について配慮をしてほしいという旨の意見がありました。このため、3番に規定にあたっての留意事項としてこのご意見を反映いたしました。営業者や都民が、混浴制限年齢の引下げについて理解し、対応できるよう、十分な周知期間が必要であるという文言にさせていただきました。

資料の説明については以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

答申案については事項1と2をまとめて説明いただきましたが、審議は分けて行いたいと思えます。その前に、質疑のルールをもう一度、事務局から説明していただけます

でしょうか。

- 木村環境衛生課長 前回同様、WEB参加の委員の方も会場の委員の方も、質問やご意見がある場合はビデオボタンをオンにするようお願いいたします。その後、会長から指名いたしますので、WEB参加の委員の方はマイクボタンをオンにし、会場の委員の方は机上のマイクを使用しご発言ください。ご自身の質疑が終わりましたら、ビデオボタンとマイクボタンはオフにするようお願いいたします。

以上でございます。

- 大澤会長 ありがとうございます。

それでは、答申事項1について、委員の皆様方からご質問あるいはご意見を伺いたいと思います。質問等がおありになる方はビデオボタンをオンにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、小澤委員から手が挙がったようです。お願いします。小澤委員、よろしくをお願いします。

- 小澤委員 弁護士の小澤です。

答申事項の1の3ですけど、規定にあたっての留意事項というところがございますが、この意味は気泡発生装置等については新規許可申請とか大規模修繕等を行うまではこの新しい基準は適用しないという、そういうふうなご趣旨で書かれていると理解していいのかということと、あと、その場合、新規許可申請とか大規模修繕等がされるまで、場合によっては何年も、10年も20年もというのものあるのかどうか、その間、現状のまま健康上の問題はないのかということをちょっと懸念しましたので、お尋ねしたいと思います。

- 大澤会長 ありがとうございます。

既存の不適合についてはいろいろ問題があると思いますが、事務局から何かご発言はありますでしょうか。

- 木村環境衛生課長 まず一つ目のご質問でございますが、新規施設または大規模な修繕までは適用しないということで、既存の施設については構造設備的については適用しないというところでございます。なお、その際の対応につきましては、現在、気泡発生装置等については、浴槽の一部として1日1回以上の清掃ですとか、配管の一部として定期的な清掃の実施の指導をしておりますので、その部分で対応していきたいと考えております。

- 大澤会長 ご説明いただきましたけど、小澤委員、いかがでしょう。

- 小澤委員 そういう指導で一応それなりの対応ができるというふうにお考えだというふうに了解しました。分かりました。

- 大澤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、ないということよろしいでしょうか。

(なし)

○大澤会長 それでは、答申事項1については意見は一応出尽くしたようですので、答申事項1についてお諮りしたいと思います。WEB参加の皆様、マイクボタンをオンにしてくださいでもよろしいでしょうか。

それでは、一応、答申案がこのままでよろしいか確認しますので、答申案、条例等の構造設備及び衛生措置の規定を見直すことで答申するというところで、了承ということでもよろしいかお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大澤会長 では、異議がないようですので、異議なしと認めます。

皆様、マイクボタンをオフにしてください。

それでは、次に答申事項2について、委員の皆様、ご質問あるいはご意見をお願いしたいと思います。質問等がある方はビデオボタンをオンにしてくださいでもよろしいでしょうか。

それでは、岡本委員から手が挙がったのでご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○岡本委員 東京都議会議員の岡本です。よろしくお願ひします。

前回、意見を拝聴させていただく中で、自閉症のお子さんの混浴についてのご意見がありまして、障害があるお子さんについてお話をお伺いしてなるほどなというふうに思ったところです。私のほうでも前回の会議が終わった後に、障害があるお子さんをお持ちの方のいろいろと話を伺いました。また、厚生労働科学特別研究事業の研究報告書についても詳しく拝見させていただきました。私の問題意識としては、障害があるお子さんについてどのように対応していくのかということにあります。具体的な事例としては、私ども都議会議員の仲間にもダウン症のお子さんをお持ちの議員もおります。ダウン症のお子さん、それは母親がいてお子さんは男の子でダウン症があると。ダウン症のお子さんというのは、非常にほかの子供に比べると発育も遅くて小さいんですね。年齢的に見ても7歳であっても4歳とか5歳ぐらいに見える、そういうような場合もあります。実際に7歳、8歳、9歳、そこら辺のお子さんで自分で服が着替えられるのか、あるいはお風呂に溺れないでちゃんと一人で入れるのかということ、なかなか難しい面があるというふうに伺っております。そうすると、今回の改正の結果、今までは10歳以上であったものが7歳に引き下がると、7歳、8歳、9歳の間、今まで障害があってお母さんと一緒に入れていた男の子のお子さんが、この改正によって入れなくなってしまうということが、この条例の改正によって大きな変化として起こり得るというふうに考えられるわけです。それについてどのように対応していくのか、どのように配慮していくのかということが非常に重要な点だというふうに思っています。

それから、研究報告書も読ませていただきました。この研究報告書の結論部分として10歳を7歳に引き下げるという、原則的にこれを引き下げるというのは私も賛成、賛

同しているわけでありませうけれど、この研究報告書の中にも繰り返し、例えば6ページですけれど、6ページには、混浴を考慮する要件では子供に障害がある場合が最も高くとか、柔軟に対応できる余地の必要性がうかがえるということがありますし、それから11ページ、16ページには、これは表にもありますけれど、一般のアンケートの中で制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はないという意見が30.7%あるんですね。子供の混浴は年齢に応じて制限する必要があるが、条件付で一律年齢制限とする必要はないという意見も30.7%、結構な割合で一律の年齢制限自体とは異なる意見も出ているというのがこの研究報告書で読み取れます。また、研究報告書の22ページでは、既に混浴の例外として16.9%が例外を認めているということがありまして、それから23ページにも子供の障害がある場合について年齢制限の適用が難しい事例ということがあります。ですので、この研究報告書の結論部分として7歳、10歳のところの原則論は賛成できるんですが、一方で例外規定を設けるということも考えられるのではないかなというふうに思った次第です。

私、弁護士の立場でもありますので、これを条例で条文を読みますと、条例にはところどころで、ただしこれによりがたい場合には何々をする、ただし何々の場合にはこの限りではないというような規定もあるところでありまして、原則を認めつつ、原則を示しつつ、ただしどのような場合には例外を認めるとかというような書きぶりもほかの条文では見られるところなんですけれど、こうした例外規定についてご検討されたのか、されたとしたらそれについてどのようにお考えになっているのかというところをまず伺いしたいというふうに思います。

○大澤会長 ありがとうございます。

非常に重要なご指摘をいただいたと思います。障害児への配慮についてのご意見、事務局からコメントいただけますでしょうか。

○木村環境衛生課長 まず、例外規定を設けるべきではないかというご質問についてでございますけれども、まずこちらの部分につきましても検討をさせていただいております。まず、障害の種類を規定することはなかなか難しいという点が1点。それと、障害を持つお子さんも以前に比べると体格はよくなっているものと感じられるということ。子供の身体的・精神的な発育状況ですとか、それを取り巻く大人の性的な感情等というのは障害のあり・なしを問わず適用していく必要があるのではないかなというふうに考えており、現時点では例外の規定を設ける考えは持っておりません。

○大澤会長 よろしいですか。

○岡本委員 では、それを踏まえて。岡本です。

例外規定を設けることは難しいということは、今、ご回答いただきました。具体的な要件としてどういう場合に例外を認めるのかというのを条文に書くというのは、非常に難しいとは思いますが、そうすると、営業者の判断で例外を認める場合もあり得てもいいのではないかなというふうに私は思うところですが、そうするとなかなか営業者の

ご負担にもなるのかもしれませんが。そこはなかなか悩ましいところであり、難しいところかなというふうには思います。

では、例外規定を設けることができないとすると、そうだとすれば、じゃあ今まで入っていた7歳から9歳の子供に対してどう対応していくのかと、あるいは10歳以上であっても障害があるお子さんについてどう対応していくのかということがやはり必要だというふうに思います。これは私ども都議会議員、都民ファーストの会、そして小池知事としては、ダイバーシティ、多様性のある都政を進めていくということを掲げている点であり、この多様性、ダイバーシティの確保というのは非常に重要だと思っておりますし、また、現在の社会状況としてもシングルマザーやシングルファーザー、ひとり親で育てている家庭というのが非常に増えているという、こうした社会的な実情も踏まえて対応していくことが必要だというふうに思っております。そうすると、もうこの7歳以上は異性の片親とは入れませんよということになると、それに対して介助が必要なお子さんであれば何らかの介助をできるようなサポートをしていく、これは障害者差別解消条例でいうと合理的配慮ということになるのかもしれませんが、あるいは合理的配慮を超えるような対応が必要になってくる場合もあるかと思っております。そうした差別解消という観点でも合理的配慮の提供という観点でも対応が必要になっていくのではないかとこのように思いますけれど、この点についてご検討やご議論をいただければなというふうに思います。

私からは以上です。

○大澤会長 事務局から何かコメントはありますか。

○木村環境衛生課長 今、岡本委員のほうからご意見がございました点でございますけれども、介助の必要な子供の入浴につきましては、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するような事業もあるというふうに聞いております。今回、ご意見をいただいた件につきましては、混浴年齢制限、何歳以上という規定は守った上で福祉サービスの利用をご案内するなど、介助が必要な子供の入浴の機会を確保できるような対応を図っていきたいというふうに考えております。

○大澤会長 ありがとうございます。

○岡本委員 よろしく願いいたします。

○大澤会長 ありがとうございます。非常に適切なご意見をいただきました。

それでは、あとまだビデオがオンの方が二人いらっしゃいます。東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の石田委員にご意見をいただきたいと思っております。

○石田委員 すみません。3番の規定にあたっての留意事項の中で十分な周知期間を設ける必要があるということなんですけど、その期間を、うちの経験から二、三か月に一回はそういう人たちも来ますので、半年ぐらい、6か月ぐらいの周知期間を設けていただけるとありがたいと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○大澤会長 ありがとうございます。事務局コメントありますか。

- 木村環境衛生課長 石田委員、どうもありがとうございました。ご意見につきましては、今後の条例の条項に入っていく際に参考とさせていただきますと思います。
- 石田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。
- 大澤会長 最後、もう一方、東京都民生児童委員連合会、松崎委員からご意見をいただきたいと思ひます。
- 松崎委員 民生委員の松崎と申します。よろしくお願ひします。
- 岡本委員とはちょっとまた視点が違ふんですが、今回送っていただきました研究の資料を拝見しまして、調査の結果、成人の方が考えている子供の混浴禁止とすべき年齢は6歳からがピークで、次いで7歳でありということ、やはり子供が恥ずかしいと思ひ始めた年齢も今、低年齢化しているということなんですよ。子供も体の発達とか精神的にも発達がかなり早くなっているということを見ると、先日この資料が出ていなかったのでもうちょっと考えられなかったんですが、一つ、めったにこれは変えられないという、今までもなかなかここには踏み込んでなかったと思ひるので、ちょっともう一度その7歳でいいのかというあたりを、6歳と7歳とどうなのかというあたりをちょっともう一度考えてみたいと思ひたんですけども、いかがでしょうか。
- 大澤会長 ありがとうございます。大変微妙なところを聞いてこられました。
- 事務局コメントをお願いします。
- 木村環境衛生課長 年齢につきましてですが、当初、厚生労働省も6歳という年齢を提示していたのですが、パブリックコメントを行った際にひとり親の団体からちょっと6歳では早いのではないかなというご意見があったということで、それを踏まえて7歳にしたと聞いております。また、この混浴制限年齢につきましては、その年齢の上限について禁止するものでございまして、その以下の年齢についても各事業者の施設の立地条件ですとか利用者の範囲などの状況を勘案して施設ごとに設定することも可能かというふうに考えております。
- 大澤会長 今のコメントでいかがでしょう。
- 松崎委員 一応7歳ということにするけれどもそれは事業者のほうで考慮すべき余地があるという、そういう意味でしょうか。判断は変えてもいいということになると、7歳でもいいし8歳でもいいしという微妙なそういうことになってもいいということなんですか。
- 木村環境衛生課長 すみません、説明が不足をしておりました。7歳以上の年齢については混浴は禁止するというので、7歳未満の子については、事業者さんのほうの施設ごとの立地条件とか事業者さんの状況などを勘案して規定を設けるということも可能であるということでございます。
- 松崎委員 分かりました。微妙なというか、それは括弧書きとかこれから検討する上で何かそういう余地はあるというふうにとどこかで掲げるわけですね。
- 大澤会長 ありがとうございます。

それでは、最後、お一方いらっしやいます。東京都生活協同組合連合会、秋山委員。

○秋山委員 ありがとうございます。

私のほうから、この答申の中身についてはおおむねこの方向でいいのではないかと
いうふうに考えておりますけれども、先ほど岡本先生からご指摘があった点についてはや
はりちょっと重要なファクターなのではないかというふうに考えておまして、確かに
この研究会の報告書を拝読させていただきますと、それぞれいろいろ事情を抱えた皆さ
ん、特に障害を持たれている方、その保護者の方についてはいろんな事情だとかそれぞ
れ一律の年齢だけでは区切れない様々な環境とか事情があるわけがございますので、例
外は設けないということは一定の考え方もかもしれないんですけども、例外ではなくて
配慮事項ですよ。これについてはやっぱり十分慎重に対応する必要があるのではない
かというふうに私も思っております。先ほどの福祉サービスの利用ということもあるか
もしれませんが、例えば今回の対応について周知をする場合に、事業者の皆様にお
願いして浴場等へのポスターとか配布物とかいろいろお考えになっているかと思うん
ですが、その周知の際に一定の配慮であるとか、もし年齢制限でそれに不都合がある場
合についてはこうこうこういう形で申し出ただけならばということで、何らかのそこ
ら辺は利用者なり事業者が混乱しないように、また、一律的な形で不利益を被ること
がないように対処をお願いできないかというふうに考えております。

年齢というのは一つのファクターではあるんですけども、それぞれによって人は違
うということについては私も岡本先生と同様の意見を持っております。ぜひ慎重に、ま
た配慮の行き届いた対応、また周知の方法、これをお考えいただけないかというふう
に思っております。

以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

何かありますか。よろしいですか。

○木村環境衛生課長 今いただいたご意見につきましては、今後、公衆浴場の関係者等
に何らかの形でお伝えしていけたらというふうに考えております。

○大澤会長 ありがとうございます。

意見も出尽くしたでしょうか。

それでは、画面がオンの委員がいらっしやらなくなったので、ほかに質疑などないよ
うでしたら答申事項2についてお諮りしたいと思います。WEB参加の皆さんもマイク
ボタンをオンにさせていただいてよろしいでしょうか。

いろいろ修正意見等がございましたけれども、ご意見をいただいた点については会長
に一任ということで進めさせていただきたいと思っております。答申案のとおり、条例の混浴
年齢制限の規定を一応7歳以上と見直すことで答申することを了承でよろしいでしょ
うか。

ご異議がないようでしたら異議なしで。

WEB参加の方、マイクボタンがもう一度オンになっているか確認してください。異議がございましたら、異議があるとおっしゃっていただきたいと思います。異議がないようでしたら、異議なしとおっしゃっていただければと思います。

(「異議なし」と声あり)

○大澤会長 じゃあ、異議がないようなので異議なしと認めます。皆さん、マイクボタンをオフにしてください。

答申につきましては、今日の議論を踏まえて留意事項を会長一任で修正した上で答申の内容について皆さんの了承を得られたと思います。

本審議会は、2月3日に東京都知事から諮問を受けましたが、短い期間、熱心にご審議いただき答申をまとめることができたと思います。会長として、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

○木村環境衛生課長 大澤会長、誠にありがとうございました。

それでは、答申につきましては、答申事項2の留意事項を会長一任で修正した上でご了承いただきましたので、大澤会長から東京都に対し答申書をお渡ししたいというふうに思います。

設営等の準備の都合上、少々お待ちください。

それでは、答申書は、東京都知事の代理として初宿福祉保健局健康危機管理担当局長にお渡ししたいと思います。

では、大澤会長、初宿担当局長、よろしく願いいたします。

(答申書手渡し)

○木村環境衛生課長 それでは、ここで初宿福祉保健局健康危機管理担当局長よりご挨拶を申し上げます。

○初宿健康危機管理担当局長 改めまして、初宿でございます。

ただいま大澤会長より答申をいただきました。委員の皆様方におかれましては、今月3日に開催いたしました審議会におきましても熱心にご審議いただき本答申を取りまとめていただきましたことに対しまして、改めて心から感謝申し上げます。

本答申では、レジオネラ症対策の一層の推進及び子供の身体的・精神的な発育状況等の変化に対応するための方向性を示していただきました。今後は答申でお示しいたきました方向性に沿いまして条例改正案を検討いたしまして、公衆浴場及び旅館業の公衆衛生の確保につなげてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症につきまして感染終息に向けて7日間平均を7割以下、出勤者数を7割削減、これを目安に人の流れを抑えるためのご協力をお願いしているところでございます。いまだ予断を許さない状況にありまして、引き続き皆様方にご協力いただきながら様々な対策を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、今後ともそれぞれご専門の立場からまた都の生活衛生行政にご支援を賜りますようお願い申し上げます。御礼のご挨拶

拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

- 大澤会長 東京都におかれましては、今後、本答申を踏まえ条例改正をしていただき、公衆浴場及び旅館業においてより安全でより安心な環境が確保される取組が推進されるよう期待いたします。

そのほか、委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。

- 木村環境衛生課長 特にございません。

- 大澤会長 特にないようですので、これにて本日の審議を終了とし、進行を事務局にお返しします。

- 木村環境衛生課長 大澤会長、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。委員の皆様方におかれましても、熱心にご審議いただきまして心から感謝申し上げたいと思います。

これをもちまして、令和2年度東京都生活衛生審議会を閉会いたします。

委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前 10時51分 閉会)